

実質公債費比率の早期健全化基準は25%ですが、18%を超えると各種事業の実施にあたっての借入金が国の許可を要することから、さらに改善することを目指しています。

(2)将来負担比率

前年度の79.5%と比較すると、8.3%増加し87.8%となりましたが、早期健全化基準は350%であるため、「安全ライン」にあると言えます。増加の主な要因は充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額が減少したことによるものです。平成30年度の借入金の額は、平成29年度と比較すると4,186万円減の7億445万円となっており、借入金残高については平成29年度末で93億4,717万円あったものが、平成30年度末では90億7,849万円と2億6,868万円減少しました。その借入金には過疎債^{※1}や合併特例債^{※2}といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成29年度の89億9,719万円より2億178万円減の87億4,541万円となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、平成30年度決算時で約32億円であり、単年度の標準財政規模^{※3}約46億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併補助金、交付税の特例、合併特例債や早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は目まぐるしく変化し、町の財政にも大きく影響しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の合併自治体への増額交付などにより他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能ですが、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを合併の優遇措置が切れるまでに検討していく必要があります。

- ※1 過疎債 過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の7割が交付税措置されます。
- ※2 合併特例債 市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では令和2年度まで借り入れることができ、借入の7割が交付税措置されます。
- ※3 標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表しております。

平成26～29年度決算に基づく将来負担比率の修正について

平成26年度、27年度、28年度健全化判断比率については、各年9月定例町議会、平成29年度健全化判断比率については、平成30年10月定例町議会で数値を報告し、広報あびら及び町ホームページで公表しましたが、数値に修正が発生したため、修正した数値を令和元年9月定例町議会に報告しましたのでお知らせいたします。

修正の内容としましては、将来負担比率の算定における将来負担額の算出にあたり、組合負担等見込額を誤って記載していたことにより、数値の修正が必要となったものです。

修正の結果は右表のとおりです。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び資金不足比率については修正ありません。

将来負担比率

年度	修正前	修正後	早期健全化基準
平成26年度	64.0%	63.9%	350%
平成27年度	55.4%	54.8%	//
平成28年度	68.0%	67.2%	//
平成29年度	80.8%	79.5%	//

問合せ
 ループ 政策推進課 財政グ
 ☎ 2751

基準を超えるると財政状況が悪化した「早期の財政健全化が必要な自治体」となり、財政健全計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。

財政再生基準
 基準を超えると財政が著しく悪化した「財政の再生が必要な自治体」となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、財政状況の回復を図らなければなりません。

資金不足比率
 公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

経営健全化基準
 基準を超えた場合、公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。本町の場合、20%以上となるとこれに該当することとなります。